住所　浜松市東区原島町395番地5
衣陽　昭和60年8月8日生
住所　東京都国分寺市泉町2丁目5番2―512号
白省三　昭和42年3月31日生
住所　東京都羽村市川崎4丁目9番28号
フィオレラ・サエミ・マタヨシ・ヤラ　平成2年2月18日生
住所　名古屋市中川区戸田明正3丁目201番地
具勝志　昭和39年5月4日生
住所　愛知県豊橋市中岩田3丁目19番地4
エジソン・ミツオ・タニガワ・タカハシ　平成元年2月10日生
住所　北九州市戸畑区新池1丁目11番24―701号
朴京子　昭和35年7月5日生
住所　広島市中区西白島町27番1―1105号
シェラ・アビーナ・タケシタ　昭和44年12月14日生
住所　香川県木田郡三木町大字平木475番地14
エムディ・アクラム・ホセイン　昭和31年10月1日生
シャナズ・ベガム　昭和43年1月25日生
住所　香川県木田郡三木町大字平木475番地14
エムディ・ムタサッディク・ホセイン　平成9年7月4日生
住所　長野県松本市梓川倭5番地
陳紅琴　昭和42年8月18日生
住所　仙台市泉区桂2丁目14番地6
李茂基　昭和28年5月23日生
㱚智恵　昭和29年7月7日生
李亜紀　昭和59年8月21日生
李聖　昭和62年5月1日生
住所　仙台市青葉区柏木1丁目5番8―201号
李仁　昭和55年11月12日生
住所　静岡県富士市富士見台2丁目6番地
ホルヘ・ルイス・ケサダ・ミヤグスク　平成5年5月8日生

○外務省告示第三十二号

平成二十七年一月十六日にモンバサで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

平成二十七年二月四日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ケニア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とケニア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百二十一億千六百万円（三二、一一六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、モンバサ港開発計画フェーズ2（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ケニア港湾公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、ケニア共和国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、ケニアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　ケニア共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　ケニア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関してケニア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためケニア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　(1)　ケニア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してケニア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　ケニア共和国政府は、計画の実施に必要な生産物又は役務に関してケニア共和国において課される全ての付加価値税を負担する。

9　ケニア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びケニア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　ケニア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年一月十六日にモンバサで

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　寺田達志

ケニア共和国財務長官

ヘンリー・K・ロティッチ閣下

（ケニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年一月十六日にモンバサで

ケニア共和国財務長官

ヘンリー・K・ロティッチ

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　寺田達志閣下